本号で公布された法令のあらまし

◇知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書（条約第三号）（外務省）

この議定書は、開発途上国等における公衆の健康の問題に対処するため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）について、その義務の一部を一定の条件の下で適用しない旨の規定及び附属書を新たに追加するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　本文

この議定書が効力を生ずる時に、貿易関連知的所有権協定にこの議定書の附属書に規定する第三一条の二及び協定の附属書を加える。

2　議定書の附属書

㈠　第三一条の二関係

第三一条(f)に規定する輸出加盟国の義務は、一定の条件に従い、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、適用しない。

輸出加盟国が強制実施許諾を与える場合には、輸入する資格を有する加盟国における経済的価値を考慮して、当該輸出加盟国において第三一条(h)の規定に基づく適当な報酬が支払われる。輸入する資格を有する加盟国において同一の医薬品について強制実施許諾を与える場合には、同条(h)に規定する当該輸入する資格を有する加盟国の義務は、輸出加盟国において報酬が支払われる当該医薬品については、適用しない。

開発途上国又は後発開発途上国である世界貿易機関の加盟国が地域貿易協定（その締約国の少なくとも半数が後発開発途上国であるもの）の締約国である場合には、第三一条(f)に規定する当該加盟国の義務は、当該加盟国における強制実施許諾に基づいて生産し、又は輸入した医薬品を当該地域貿易協定の他の開発途上締約国又は後発開発途上締約国の市場に輸出することができるようにするために必要な範囲においては、適用しない。

加盟国は、第三一条の二及び附属書の規定に従ってとられる措置に対し、一九九四年のガット第二三条1(b)及び(c)の規定に基づいて異議を申し立ててはならない。

第三一条の二及び附属書の規定は、加盟国が貿易関連知的所有権協定の規定（第三一条(f)及び(h)の規定を除く。）に基づいて有する権利、義務及び柔軟性並びにそれらの解釈に影響を及ぼすものではない。

㈡　協定の附属書関係

「医薬品」、「輸入する資格を有する加盟国」及び「輸出加盟国」の定義について規定する。

第三一条(f)に規定する輸出加盟国の義務を適用しない条件として、(a)輸入する資格を有する加盟国が貿易関連知的所有権理事会に対し、関係する医薬品の医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことを立証したこと等を通告において確認すること等の一定の条件を満たすこと、(b)輸出加盟国が与える強制実施許諾が、輸入する資格を有する加盟国のニーズを満たすために必要な量のみを強制実施許諾に基づき生産することができること、貿易関連知的所有権理事会にニーズを通告した加盟国に対して生産量の全部を輸出すること等の一定の条件を満たすこと、及び(c)輸出加盟国が強制実施許諾の付与を貿易関連知的所有権理事会に通告することについて規定する。

輸入する資格を有する加盟国は、自国の取り得る手段の範囲内で、かつ、自国の行政上の能力及び貿易の転換の生ずる危険度に応じて、自国の領域に実際に輸入された医薬品の再輸出を防止するための合理的な措置をとる。

加盟国は、自国の市場に仕向地が変更された医薬品が自国の領域に輸入され、及びその領域において販売されることを防止するため、効果的な法的手段を利用可能とすることを確保する。

開発途上国又は後発開発途上国であり、かつ、一定の地域貿易協定の締約国である加盟国に適用される広域特許の付与について定める制度の発展が促進されるべきであることが認められる。

加盟国は、医療分野における技術の移転及び能力の開発を促進することが望ましいことを認め、貿易関連知的所有権理事会の関連する活動において協力することを約束する。

貿易関連知的所有権理事会は、当該制度の実施状況を毎年検討し、一般理事会に対して当該制度の運用を毎年報告する。

㈢　協定の附属書の付録関係

生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことの立証方法について定める。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可するとともに、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与える旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない旨定める。（第六条関係）

7　各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第七条関係）

8　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第八条関係）

9　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第九条関係）

10　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一〇条関係）

11　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一一条関係）